

公報

週二回(火、金)定期発行
必要に応じて号外発行

第八号

一九五九年
一月二十七日

目次

告示

○建設業者(合資会社座波商
会外一)の一部登録につ
いて(告示第三十号)

1

○建設業者の一部登録につ
いて(告示第三十一号)

○アセチレン溶接士免許証の
無効について(告示第三十
二号)

○無線電報取扱所(福栄丸無
線電報取扱所)の設置につ
いて(告示第三十三号)

訓令

○行政府公印規程の一部を改
正する訓令(訓令第二号)

経済局事項

○甘蔗苗圃設置補助金交付要
綱の一部を改正する要綱
(経済局告示第四号)

八重山地方庁事項

○八重山地方庁規程の一部
を改正する訓令(八重山
地方庁訓令第一号)

許 令

治安裁判所

公 告

○押収物還付公告(那覇治安
検察庁)

○登記公告(宮古登記所)

正 誤

○一九五四年二月二十八日付
公報号外第五号に登載の「
計量法施行規則(一九五四
年規則第十二号)」中、誤
植訂正。

○一九五九年一月二十日付公
報第六号に登載の「捕鯨業
に關する規則の一部を改正
する規則(一九五九年規則
第四号)」中、誤字、脱字
訂正。

告 示

告示第三十号

建設業法(一九五五年立法第二十三
号)第八条の規定に基き建設業者の一
部を左記のとおり登録した。

一九五九年一月二十七日

行政主席 当間 重剛

記

登録 番号	年月日録	商号又は 名称	営業所の所在地	代表者 氏名	備考
(ロ) 550	一九五九年 一月一九日	合資会社 座波商會	那覇市字松屋一九 三の二	座波政福	新規
551	〃	川田建設	東村字川田八一〇 番地	金城光榮	〃

告示第三十一号

建設業法(一九五五年立法第二十三
号)第八条の規定に基き建設業者の一
部を左記のとおり登録した。

一九五九年一月二十七日

行政主席 当間 重剛

登録 番号	年月日録	商号又は 名称	営業所の所在地	代表者 氏名	備考
(ロ) 353	一九五九年 一月一九日	〃	コザ市字山里六八 六番地	浜元盛徳	新規

告示第三十二号

左記のアセチレン溶接士免許証は一
九五九年一月四日以降無効とする。

一九五九年一月二十七日

行政主席 当間 重剛

告示第三十三号

無線電報取扱所を次のとおり設置し
た。

一九五九年一月二十七日

行政主席 当間 重剛

免許番号 第八十三号
交付年月日 一九五五年七月二十九日
有効期間 自一九五五年七月二十九日
至一九六〇年七月二十八日

電報伝送上の名称 設置年月日
HUKUEIMARU(欧文) 一九五九年
一月二十日
フクエイマル

訓令第二号

府 内 一 般
(文教局、警察局を除く)

地 方 庁

行政府公印規程の一部を改正する訓
令を次のように定める。
一九五九年一月二十七日
行政主席 当間 重剛
行政府公印規程(一九五八年訓令第
十一号)の一部を次のように改正す

別表第一中四十一の項の次に次のよ

四十二 法務支局 主事補之印	48 楷書 方一八耗	告示第百十二号 に基く公証人と して支局長不在 の場合の公証事 務用	法務支局 主事補
四十三 登記所 主任之印	49 〃 〃	不動産登記法施 行細則第三十五 条に基く職記、 証明、登記簿及 台帳の謄抄本認 証用、登録用	登記所主任

別表第二中47の次に次のように48及
び49を加える。

48 法務文 局主事 補之印	49 登記所 主任之印
-------------------------	-------------------

この訓令は、公布の日から施行する。

経済局事項

経済局告示第四号
甘藷苗圃設置補助金交付要綱の一部
を改正する要綱を次のとおり定める。
一九五九年一月二十七日
経済局長 当銘 由憲
代理次長
甘藷苗圃設置補助金交付要綱
の一部を改正する要綱
甘藷苗圃設置補助金交付要綱(一九
五八年経済局告示第四号)の一部を次
のとおり改正する。
第四中「八月二十日」を「夏植にあ
つては八月二十日、春植にあつては二
月末日」に改める。

うに四十二及び四十三を加える。

附 則

此の要綱は、公布の日から施行し、
一九五九年度分補助事業から適用す
第七号様式甲

年 上 半 期 分											
月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	発令年月日				
日	押印 記入事項	押印 記入事項	押印 記入事項	押印 記入事項	押印 記入事項	押印 記入事項	氏名				
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											
21											
22											
23											
24											
25											
26											
27											
28											
29											
30											
31											
出勤											
休											
欠											
病											
給											
給											
与											
法											
第											
九											
条											
に											
基											
く											
休											
暇											
出											
張											

用紙 (8.5" × 13.5")

る。

八重山地方廳事項

八重山地方庁訓令第一号
八重山地方庁処務細則の一部を改正
する細則を次のように定める。
一九五九年一月十三日
八重山
地方庁長 仲本 信幸
八重山地方庁処務細則の一部
を改正する細則
八重山地方庁処務細則(一九五八年
八重山地方庁訓令第一号)の一部を次
のように改める。

(出勤簿整理の記載方法)

第十六条 出勤簿整理記載方法は、次
の上欄の該当事項につき、下欄のと
おり青色表示する。

事 項	記 号
年次休暇	市
病欠休暇	市
給与法第九條に基く休暇	市
欠勤	市
無給休暇	市
休職	市
停職	市
退職	市
出張	市

第七号様式を次のように改める。

第七号様式乙

年 下 半 期 分

日	7月		8月		9月		10月		11月		12月		発令年月日	職	氏名
	押印	記入事項	押印	記入事項	押印	記入事項	押印	記入事項	押印	記入事項	押印	記入事項			
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
出勤															
欠勤															
休															
病															
欠															
整															
理															
規															
則															

用紙(8.5×13.5)

この細則は、公布の日から施行し、一九五九年一月一日から適用する。

附 則

○治安裁判所

裁判所書記官 安 願により本職を免する。

一九五九年一月二十日

公 告

●押収物還付公告

一九五九年一月二十日

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。
受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五七年領第一二二一号

一、合成酒正派一本

所有者 宮岡キヨ

二、泡盛(二合瓶入白木)二本

所有者 同

●押収物還付公告

一九五九年一月二十日

那覇治安警察庁

左記押収物は還付不能につき刑事訴訟法第五百十条により公告する。
受還付人は、本日より六箇月以内に還付の請求をされたい。

一九五七年領第二六八号

一、現金七拾八円

所有者 田仲ケイ子

登記公告

○協同組合理事監事変更

一、名称 多良間村農業協同組合
一、主たる事務所 多良間村字塩川百五拾八番地

一、登記事項

理事 藤村市政、美里春全は各九五八年九月六日退任した

左の者は各九五八年九月七日理事に就任した

多良間村字塩川百五拾番地

理事 連天 幸男

全所百九拾貳番地

理事 友利 恵達

理事左の者は各九五八年九月七日退任した

多良間村字塩川百五拾九番地

理事 長浜 市蔵

全所貳百四拾番地

理事 恒花 彦

全所百拾番地

理事 兼本 春茂

全所字仲筋四百参拾七番地

理事 美里 朝恵

全所貳百参拾七番地

理事 清山 清吉

理事左の者は各九五八年九月七日退任した

多良間村塩川参百九番地

理事 本村 朝祥

全所百四番地

理事 垣花 春良

全所字仲筋百五番地

理事 池城 朝清

右記九五九年正月拾日登記

官古登記所

正 誤

一九五四年七月十八日付公報号外第五号登録の「計画法施行規則(一九五四年)

年規則第十二号)「中、左記の通り誤植があるので左のとおりそれぞれ訂正する。 ○第五十四条中(二〇頁四段二二行)「法第四十七号」を「法第四十八号」に、 ○第五十五条中(二〇頁四段二四行)「法第四十八号」を「法第五十条」に、 ○第九十五条中(二五頁一段二八行)「法第九号」を「法第一百二条」に、 ○第一百一条第一項の表中(二五頁三段)中形状「定」を「①」に、 ○第一百十三条中(二六頁四段二五行)「法第一百三十条」を「第一百三十条」に、 ○第一百三十条表中(二九頁一、二段)形状「定」を「」に、 ○第二百六条中(三四頁二段一七行)「一〇ミリグラム」を「〇・一ミリグラム」に、 一九五九年一月二十日付公報第六号に登載の「捕鯨業に関する規則の一部を改正する規則(一九五九年規則第四号)」中、誤字、脱字があるので左のように訂正する。 ○様式第六号の表中(三頁上段)胃の内容物の欄中「分量Quantity」を「分量Quantity」に、 「消化度Need」を「消化度Digestion」に、	○様式第六号の表中(三頁上から五段目)「Production of oil and by-products」を「生産物の生産と副産物の生産」に、 ○様式第六号の表中(三頁上から五行目右端)「Unit Kg」を「単位 重量 Kg」に、 ○様式第七号の表中(三頁中段)「捕鯨業関係」を「捕鯨業関係」に、		発行所 行政主席官房文書課 一ひかり印刷所印行
---	--	--	--